

【信託の委託者または受益者の重大な過失または過失となりうる場合】

1. 委託者または受益者の重大な過失となりうる場合

委託者または受益者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

(1)受益者が委託者以外の者に、または委託者が受益者以外の者に通帳を渡した場合

(2)受益者が委託者以外の者に、または委託者が受益者以外の者に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合

(3)その他委託者または受益者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※上記(1)および(2)につきましては、ご病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 委託者または受益者の過失となりうる場合

委託者または受益者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

(1)通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合

(2)届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合

(3)印章を通帳とともに保管していた場合

(4)その他委託者または受益者に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上